

社会福祉法人新生会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事)、評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員、苦情解決第三者委員及び地域連携推進会議構成員に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(法人を主たる勤務場所とする役員)については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員(常勤役員以外の役員)については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。ただし、具体的な報酬金額は、理事会において決定する。
- (2) 通勤手当については、法人給与規則第18条の規定に準ずる額を支給する。
- (3) 職務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2に定める額を支給する。
- (2) 職務のための交通費については、役員等費用弁償規程に基づき支給する。
- (3) 職務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(評議員等の報酬の算定方法)

第6条 評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員、苦情解決第三者委員及び地域連携推進会議構成員(以下「評議員等」という。)に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額を支給する。

- (2) 職務のための交通費については、役員等費用弁償規程に基づき支給する。
- (3) 職務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は現金をもって支給する。ただし、本人の同意を得たときは本人指定の本人名義の指定口座振り込みによることができるものとする。

- 2 役員及び評議員等に対する報酬等の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与規則第11条に準じた日とする。
- 3 非常勤役員及び評議員等の毎月末日までに発生した報酬等の支給は、翌月の前項に規定する日とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月26日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月14日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月14日から施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 560,000 円 以内
常務理事	月額 400,000 円 以内

別表2（第4条関係）

(1) 理事長

用務	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 17,500 円
上記以外の法人用務	日額 10,500 円

(2) 理事

用務	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 9,000 円
上記以外の法人用務	日額 4,500 円

(3) 監事

用務	報酬の額
監査会	日額 12,000 円
理事会等会議への出席	日額 9,000 円
上記以外の法人用務	日額 4,500 円

別表3（第6条関係）

(1) 評議員

用務	報酬の額
評議員会	日額 9,000 円
上記以外の法人用務	日額 4,500 円

(2) 評議員選任・解任委員

用務	報酬の額
評議員選任・解任委員会	日額 5,700 円
上記以外の法人用務	日額 3,500 円

(3) 運営協議会委員

用務	報酬の額
運営協議会	日額 5,700 円
上記以外の法人用務	日額 3,500 円

(4) 苦情解決第三者委員

用務	報酬の額
苦情解決委員会	日額 5,700 円
上記以外の法人用務	日額 3,500 円

(5) 地域連携推進会議構成員

用務	報酬の額
地域連携推進会議	日額 5,700 円
上記以外の法人用務	日額 3,500 円